

手術用リネン類(単価)賃貸借契約書 (案)

大和高田市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）との間に病院事業の業務に係る、乙所有に係る手術用リネン類の賃貸借に関し、下記のとおり単価契約を締結するものとする。

記

(目的)

第1条 乙は、この契約に定める各条項及び仕様書に従い、洗濯、滅菌を行い、甲の使用に供する為に必要な数量の手術用リネン類を円滑に供給し、甲はその対価として乙に賃借料を支払わなければならないものとする。

(資材の調達)

第2条 乙が甲の使用に供するため調達すべき手術用リネン類の明細は別表に定めたとおりとする。

(使用場所及び管理)

第3条 手術用リネン類の使用場所および納品時の検収方法は別表に定めたとおりとし、甲は供給させる手術用リネン類を公正なる管理者の注意をもって使用するものとする。また、甲の通常業務以外にこれを使用してはならないものとする。

(資材返還)

第4条 契約期間満了または契約の解除等により本契約が失効した時は、甲は直ちに手術用リネン類を乙に返還するものとする。

(弁償金)

第5条 甲が乙より貸与を受けた手術用リネン類を紛失、焼失、破損、（診療行為を行う上で止むを得ない場合を除く）、その他の事由により乙に返還できない場合は、甲は使用期間の賃貸借料の他に弁償金を支払うものとする。尚、弁償金額については、甲乙協議の上決定するものとする。

(賃貸料)

第6条 手術用リネン類の賃貸料金は別表に定められたとおりとする。

(消費税)

第7条 消費税等（消費税及び地方消費税をいう。）は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出し、消費税等の算出に際して1円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てるものとする。

(賃貸料の請求及び支払い)

第8条 乙は賃貸料を毎月末日に締切りこれを甲に請求するものとし、甲は乙からの適法な請求書を受領した日から30日以内に乙が指定する口座に振り込むものとする。

(契約期間)

第9条 本契約の期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(個人情報保護)

第10条 乙は、この契約による受託業務上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による受託業務に携わる者に対して、個人情報の保護の重要性を認識しこの契約による受託業務の実施に当たって個人の権利利益を侵害することのないように、教育を実施するものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 正当な理由がなくこの契約に定める義務を履行せず、又は履行する見込みがないことが明らかになったとき。

(2) 契約の締結又は履行につき不正の行為があったとき。

(3) 正当な理由がなく、契約の履行のため甲が行う検査等に対し、妨害及び指示に従わない等の協力義務に反する行為をしたとき。

(4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（法人である場合は、その法人の役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員（大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に参加していると認められるとき。

ウ 役員等がその属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団員であることを知りながらその者を雇用又は使用しているとき。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

キ 下請契約、購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契

約を締結したと認められるとき。

ク 下請契約等に当たり、アからカまでのいずれかに該当するものと知らずにその相手方としていたことが認められた場合において、甲から当該契約の解除を求められて、これに従わなかったとき。

ケ 契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を市長に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、この契約条項に違反したとき。

2 甲は、前項の規定による契約解除をした場合において、前項各号のいずれかに該当した乙に損害が生じてもその責めを負わない。

(違約金)

第12条 前条の規定により契約を解除した場合、甲は乙に対し、契約金額(予定数量に契約単価を乗じて得た金額から既済部分又は既納部分の額を差し引いた額)の100分の10の違約金を徴収する。

(乙の契約解除権)

第13条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に書面を提出することにより契約を解除することができる。

(1) 契約の内容の変更により契約金額が3分の2以上増減したとき。

(2) 甲の責めに帰すべき理由により、契約を履行できない状態が相当期間にわたるとき。

(3) 甲が契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、当該賠償額は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(管轄裁判所)

第14条 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申し立てについては、甲の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(附則)

第15条 甲乙双方は信義と誠実をもってこの契約を履行するものとし、この契約に定めのない事項については、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)及びその他甲が定める関係例規(告示を含む。)に従うものとし、その他は必要に応じて甲乙協議の上、定めるものとする。

上記契約を証するため本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 奈良県大和高田市大字大中98番地4
大和高田市
大和高田市長 堀内大造

乙

(別表)

1. 手術用リネン類の使用場所 <大和高田市立病院内手術室>

納品時の検収方法：大和高田市立病院：中央材料室（1階）にて納品された商品数量の検収と伝票との整合を行う。伝票は納品書と受領書の2枚用意し、納品書を管理課へ、受領書を手術室用控えとして中央材料室へ渡すものとする。

2. 手術用リネン類明細及び賃貸料金（表示価格は税別）

パック名	品名	品番等	数量	単価	備考
サージカルガウン (マスク付) 単包	サージカルガウン (マスク付) L		1	円	
	サージカルガウン (マスク付) LL		1	円	
サージカルガウン (マスク付) 4枚パック	サージカルガウン (マスク付) L		4	円	
	サージカルガウン (マスク付) LL		4	円	
開脚碎石位パック	レギング		2	円	
	開脚碎石位ドレープ (テープ付)		1		
大切開パック	三層付四角巾 115×115 (テープ付)		1	円	
	大切開ドレープ (テープ付)		1		
	四角巾 140×140		1		
下肢Uドレープ(単包)	下肢Uドレープ (テープ付)		1	円	
メイヨスタンドカバー (単包)	メイヨスタンドカバー		1	円	
器械ポケット (単包)	器械ポケット (2ポケット)		1	円	
器械台カバー (未滅菌)	器械台カバーSS (未滅菌)		1	円	
	器械台カバーS (未滅菌)		1	円	

※請求は月納品数に単価を乗じた金額とする。